

## 発議案第 号

上越市議会通年会期制等の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上越市議会通年会期制等の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

提出者	上越市議会議員	山 田 忠 晴
賛成者	同	ストラットン恵美子
同	同	宮 崎 朋 子
同	同	高 山 ゆう子
同	同	櫻 庭 節 子
同	同	小 林 和 孝
同	同	平良木 哲 也
同	同	滝 沢 一 成
同	同	江 口 修 一

上越市議会通年会期制等の導入に伴う関係条例の整備に関する条例  
(上越市議会基本条例の一部改正)

第1条 上越市議会基本条例（平成22年上越市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求しなければならない」を「別に条例で定めるところにより、速やかに会議を開かなければならない」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第13条中「法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定専決処分)

第13条の2 法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項（以下「指定専決事項」という。）を次のとおり指定する。

- (1) 法令の制定改廃に伴い、引用する当該法令の題名、条項又は用語を整備するために条例の規定の改正すること。
- (2) 会計年度の末日までに会議を開く時間的余裕がないと認められる日において公布された地方税その他の公課の賦課徴収に係る法令の改正であって、翌会計年度の初日か

ら施行されるものに係る条例の規定の改正及び当該改正に係る歳入歳出予算の補正に  
関すること。

- (3) 災害（大雪を含む。）、突発的な事故又は感染症により必要となる応急復旧工事、維持補修、除雪又は支援活動であって、緊急を要するものの歳入歳出予算の補正及び当該歳入歳出予算の補正に係る条例の制定改廃に関すること。
  - (4) 国県の政策又は方針に基づく事業のうち、本市の裁量の余地がなく、かつ、速やかに実施しなければならない事業に係る歳入歳出予算の補正をすること。
  - (5) 会計年度の末日までに会議を開く時間的余裕がないと認められる日における地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金等の確定に伴う一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に係る歳入歳出予算の補正をすること。
  - (6) 法人市民税の予定納税に係る還付金及び還付加算金に関する歳入歳出予算の補正をすること。
  - (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条の2の規定による翌年度の歳入の繰上充用に係る歳入歳出予算の補正をすること。
  - (8) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。
  - (9) 法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づく議会の議決事件のうち、法律上その義務に属する損害賠償で、1件の金額が100万円以下の額を決定すること及びこれに伴う和解に関すること。
  - (10) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年上越市条例第69号）第2条に規定する工事又は製造の請負の契約で、法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を経て締結したものについて、契約金額の100分の10に相当する金額の範囲内で変更する契約で当該変更する金額が3,000万円以内であるものを締結すること。
  - (11) 法第252条の2の規定に基づき設置された協議会を組織する地方公共団体、法第252条の7の規定に基づき機関等を共同設置する地方公共団体又は法第284条の規定に基づき設置された一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び名称の変更並びにこれらに伴う規約の変更
- 2 市長は、前項第1号から第8号までに掲げる指定専決事項について専決処分をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ議長に当該専決処分の概要を説明するものとする。
- 3 常任委員会は、その部門に属する事務について法第180条第2項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、法第109条第2項に規定する調

査を行うものとする。

- 4 議会は、指定専決事項について、議決責任の重要性を踏まえつつ、市長等の迅速な事務執行によって得られる市民の利益を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。  
第15条の次に次の1条を加える。

(通年会期)

第15条の2 議会の会期は、法第102条の2の規定による通年の会期とする。

- 2 通年の会期に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(上越市議会委員会条例の一部改正)

第2条 上越市議会委員会条例（昭和46年上越市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「閉会中」を「休会中」に改める。

第9条第1項中「、又は」を「又は」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

(委員会の開会方法の特例)

第12条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第16条第1項の秘密会は、この限りでない。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合  
(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 第1項の規定により開会された委員会にオンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第21条の5において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第21条の2第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第21条の5の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第21条の6第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第22条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「招集に応じ、若しくは」を「会議、」に改め、同条第2項ただし書中「招集に応じ、又は委員会若しくは」を「会議、委員会又は」に改める。

（上越市議会定例会条例の廃止）

第4条 上越市議会定例会条例（昭和46年上越市条例第59号）は、廃止する。

## 附 則

この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日
- (2) 第2条のうち上越市議会委員会条例中第12条の次に1条を加える改正規定、第18条に1項を加える改正規定、第21条の2第1項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに第21条の6第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改

正規定 令和8年4月1日

(3) 第1条の規定、第2条中上越市議会委員会条例第5条の改正規定並びに第3条及び第4条の規定 令和8年5月1日